



2022年12月16日

各位

会社名 東海リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本 博亮
(コード番号 9761 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役総務部長 大西 泰史
電話番号 06-6352-0001

再発防止策に関するお知らせ

当社は、2022年11月11日「外部調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」において公表しました外部調査委員会による調査結果や提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました結果、本日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策について決議いたしましたのでお知らせいたします。

今後、速やかに再発防止策を実行し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 再発防止策の策定方針

当社は、外部調査委員会による調査報告書において、再発防止策として「1. 東海リースおよび東海リースグループにおける内部統制システムの整備」、「2. 内部監査部門による場所往査の実施」、「3. 監査等委員会監査の再構築」、「4. コンプライアンス意識の向上」について指摘を受けております。当社は、当該指摘事項を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

2. 再発防止策の概要

(1) 東海リースおよび東海リースグループにおける内部統制システムの整備

①コンプライアンス体制およびリスクマネジメント体制の整備

東海リースグループ全体の内部統制システムを機能させるために、2023年3月末までにコンプライアンスやリスクマネジメントに関する対処方針やルール等を規程として明文化します。また、グループリスク・コンプライアンス委員会を設置し、2023年4月以降四半期ごとに開催することにより、東海リースグループ全体の事業活動におけるリスク(コンプライアンスに関するリスクを含む)を認識し、対応を審議します。また、コンプライアンス研修を定期的実施するなど全役職員に浸透させる活動を行います。

②グループコンプライアンス体制およびグループリスクマネジメント体制の整備

東海リースグループ全体のリスク・コンプライアンス管理体制の整備を行うために、2023年3月末までに「関係会社管理規程」を改訂します。次に、子会社役員を前記グループリスク・コンプラ

イアンス委員会に毎回出席させ、子会社の事業活動におけるリスクを共有し対応を確認します。また、コンプライアンス研修を当社と同様に定期的実施するなど全役職員に浸透させる活動を行います。

③東海リースグループ全体の内部通報規程の整備、通報窓口の拡充

東海リースグループ全体および取引企業からの情報を収集するため、子会社役員・従業員（派遣社員を含む）、取引企業も含めた内部通報窓口として、当社常勤監査等委員以外に弁護士などの外部機関窓口を2023年3月末までに設置し、通報窓口の拡充を図ります。

(2) 内部監査部門による場所往査の実施

内部監査の実効性をより高めるため、国内子会社（東海ハウス(株)および日本キャビネット(株)本社）への監査は、検査室による従来の遠隔監査以外に場所往査も少なくとも年1回行い、従業員へのヒアリングなども実施し、コンプライアンス意識の浸透も確認します。中国子会社については、現地の新型コロナウイルス対策事情も考慮して場所往査の可否を判断しますが、遠隔監査の場合であってもウェブ会議ツール等を活用し、国内子会社と同水準の監査を実施します。

(3) 監査等委員会監査の再構築

監査等委員会による監査の実効性をより高めるため、「監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項の決定」につきまして、2023年3月末までに内部監査部門担当者（検査室員）を有力候補として検討・決定し、補助を行わせることにより、監査等委員会による監査の幅を広げるものとします。

また上記とは別に、常勤監査等委員による国内子会社（東海ハウス(株)および日本キャビネット(株)本社）の場所往査を少なくとも年1回行い、役員へのヒアリングなども実施し、コンプライアンス意識の浸透も確認します。中国子会社については、現地の新型コロナウイルス対策事情も考慮して場所往査の可否を判断しますが、遠隔監査の場合であってもウェブ会議ツール等を活用し、国内子会社と同水準の監査を実施します。

なお、外部調査委員会からの指摘である「監査等委員会監査実施細則規程が決議されていなかった」ことにつきましては、2022年10月13日付にて決議し有効な状態であります。

(4) コンプライアンス意識の向上

前述のとおり、東海リースグループ全役職員のコンプライアンス意識を向上させるため、グループ内の全役職員を対象としたコンプライアンス研修を年2回程度実施します。これに加えて、部門や拠点の特性、対象者の区分等を考慮したうえで外部講師による個別研修・教育を実施するなど、コンプライアンス意識を向上させるための施策を検討し実行します。

以上